

消防職員の団結権のあり方に関する検討会（第4回）

議事概要

1 日時

平成22年5月12日(水) 13:00～15:00

2 場所

中央合同庁舎2号館11階第3特別会議室

3 出席者（50音順、敬称略）

小川 淳也（座長）、青山 佳世、荒木 尚志、岡本 博、菅家 一郎、
木村 裕士、迫 大助、下井 康史、辻 琢也、人羅 格、三浦 孝一

4 議事次第

（1）開会

（2）議事

- ① 第1～3回までの議論を踏まえた今後の検討課題について
- ② 諸外国の消防行政の概要及び職業的消防職員の労働基本権の状況等に関する調査結果について
- ③ 関係団体ヒアリング（敬称略）
 - ア 日本労働組合総連合会（連合） 国際顧問 中嶋 滋
全日本自治団体労働組合（自治労） 総合労働局長 松本 敏之
日本自治体労働組合総連合（自治労連） 書記長 猿橋 均
 - イ 全国市長会 行政委員会副委員長（千葉県市原市長） 佐久間 隆義
全国消防長会 会長（東京消防庁消防総監） 新井 雄治

5 議事の経過

- 冒頭、小川総務大臣政務官の挨拶の後、事務局から資料1、2に基づき、第1回から第3回までの議論を踏まえた今後の検討課題及び諸外国の消防行政の概要等について説明が行われた。
- 資料1について、委員から今回の検討会においては警察職員との関係や消防団員との関係について基本的な論点として扱うべきではないか等の発言があった。
- これに関し、検討会での議論の対象となるのは、直接的には消防職員の団結権のあり方であるが、今後の議論において、同じく住民の生命・財産を守ることを目的とする警察との関係、同じく地域の安全・安心を担う消防団との関係等も視野に入れ、バランス良く議論していくことが確認された。
- その後、ヒアリング対象団体を2グループに分け、それぞれの団体から

の意見表明及び質疑が行われた。

【日本労働組合総連合会（連合）の意見表明】

- ・ 労働組合の存在が労働規律を乱したり、社会の安全・安心の阻害要因になったりすることはない。
- ・ ILO条約勧告適用専門家委員会からの指摘以降、約40年にわたり指摘を受け続けていることを深刻に受け止めるべきである。
- ・ 国際社会で名誉ある地位を確立するためにも、この問題を解決する必要がある。

【全日本自治団体労働組合（自治労）の意見表明】

- ・ 労働組合があることで、話し合いを通じ賃金等の勤務条件について人事当局と職員との間で広範な共通認識を持つことが可能になる。
- ・ 労働組合があることで、管理職員が強圧的な態度を取ることが少なくなり、結果として明るく民主的な職場となり、公務能率の向上に資する。
- ・ 消防職員に団結権が与えられるよう求める。

【日本自治体労働組合総連合（自治労連）の意見表明】

- ・ 労働基本権は万人に付されるべき基本的人権であり、消防職員について団結権が早期に認められることを求める。
- ・ 労働組合があることで、裁判などの深刻な事態になる前に労使交渉により問題を解決できることがある。
- ・ 労働組合があることで、様々な行政問題に関し、労使間で知恵を出し合うことができる。

【上記3団体に対する主な質疑】

- ・ 消防と同じく住民の生命・財産を守ることを目的とする警察との関係をどのように考えるか。
 - ILO条約上、警察職員に団結権を認めるかどうかは、国内法に委ねられている。
- ・ ILO条約上警察が例外とされているのはなぜか、また条約上警察はどのように定義されているのか。
 - 条約上の文言は「The Police」であり、定義は明確に整理されているわけではなく、国内法の解釈にまかされている。個人的には、武器を携帯する権限を有し、社会的な強制力を有するかどうかという点は、大きな要因ではないかと考える。
- ・ 日本では、常備の消防機関と非常備の消防団が一体となって活動しているが、その関係と今回の議論についてどのように考えるか。
 - 諸外国においても、義勇消防が存在するが、職業的消防職員に団結

権が認められているからといって、その協力関係に影響を与えているとは認識していない。

- ・ かつて沖縄の消防職員には団結権が認められており、沖縄の本土復帰に伴い団結権が制約されることとなったとのことだが、団結権の制約により何か支障が生じたか。
 - 沖縄においても、地方公務員法に抵触しない限りで消防職員協議会が活動を行っているが、復帰前に比べ、話し合い等により労使が共通認識を持つことが難しくなったと思う。
- ・ 団結権が認められれば、個別の政策に関しても運動を行うことになるのか。
 - 政策内容について議論し、問題点を指摘していくことはあり得る。

【全国市長会の意見表明】

- ・ 全国市長会が全国の84市区長に対して実施したアンケートによれば、消防職員の団結権に付与については約84%の市区長が地域の安心・安全の点で課題・懸念があると考え、消防職員委員会制度については、約92%の市区長が有効に機能していると考えている。
- ・ 消防職員の権利という側面だけでなく、住民の生命・財産を守ることが最優先されるべきであり、部隊内の信頼関係の確保、警察との関係、消防団との連携等の課題・懸念が考えられるところであり、極めて慎重に議論を進めるべきであるとする。
- ・ 個人として申し上げれば、消防職員委員会は団結権の代償的な機能を果たしており、その機能の改善を図ることが議論の方向として良いのではないかと考える。

【全国消防長会の意見表明】

- ・ 地域防災に貢献する住民からの理解、消防団との協力関係、指揮命令系統や部隊内でのチームワークの確保、常時災害に対応できる消防体制の確保等の懸念事項を払拭できないことから消防職員に団結権を付与すべきではないと考える。
- ・ 国民の安心・安全の確保を担う消防職員の勤務環境を改善するため、消防職員委員会制度の充実に努力を続ける必要がある。

【上記2団体に対する主な質疑】

- ・ 消防職員に団結権が認められていないのは、諸外国の事例ではあまりなく、認められても良いのではないかと考えるがいかがか。
 - 各国の歴史的経緯、消防に対する住民の期待、職員に付与された権限等それぞれ異なるところであり、日本の場合は、公共の要請から代償措置を確保した上で労働基本権が制約されているという認識である。

- ・ 全国の消防職員の処遇改善の状況についての認識はどうか。
 - 厳しい財政状況のため地方公務員の総数が減少しているにもかかわらず、わずかではあるが消防職員数が増加しているのは、職務の重要性や困難性を首長や住民の方からご理解いただいているためだと思う。今後もさらなる人員の確保に努めていく。
- ・ 団結権が認められることにより、懸念される事項を数多く列挙されているが、そのような事態が起こる可能性がどの程度あると考えているか。
 - 実際に災害の際に出動拒否が多発することまで想定しているわけではないが、平素から消防職員は厳しい訓練に励んでおり、自らの権利のみを強硬に主張するものがでてくれば、部隊内の規律を維持するのに支障が出るのではないかと考える。
- ・ 全国消防長会の会員の皆さんの団結権のあり方や消防団員への影響についての考え方はどうか。
 - 意向調査の結果、団結権の付与に賛成か反対かにかかわらず、回答のあった 792 本部中、669 本部が団結権の付与により、懸念があると回答し、消防団員との関係についても、ほとんどの本部が懸念があると回答している。

○ 第 5 回検討会については、5 月 21 日（金）午前 10 時から総務省第 3 特別会議室において開催することとされた。

（以上）

文責：消防職員の団結権のあり方に関する検討会事務局
（総務省自治行政局公務員部公務員課、消防庁消防・救急課）